

平成21年4月1日(水)より 入院医療費の計算方法が変わります

入院費は『DPC』方式により計算されます。

これまで大学病院などの一部の病院で試行的に適用されていた『DPC(診断群分類別包括評価)』方式という新しい医療制度が、一定の基準を満たした医療機関にも適用拡大され、当院もDPCの導入が認められ、入院費の計算は次のように変わります。

●従来の計算方式は、診療で行った検査や投薬、注射などの量に応じて加算される【出来高払い方式】で計算されていました。

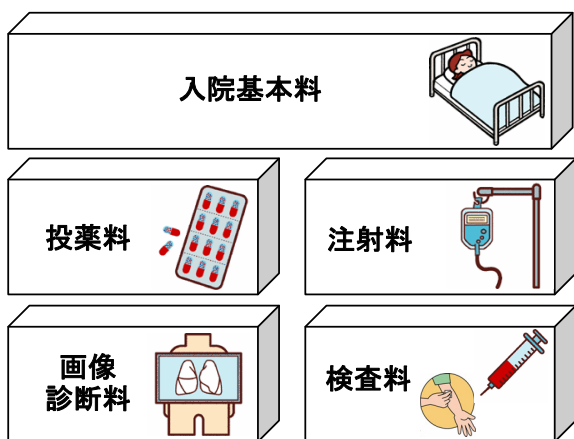
●新しい計算方式では、病名や手術、処置等の内容に応じて、厚生労働省が定めた診断群分類に分類し、その分類に応じて入院基本料、投薬料、注射料、検査料【一部除く】、画像診断料などを『1日あたりの包括診療費』とし設定された包括診療費に入院日数を乗じた包括部分と、手術料、麻酔料、輸血料、リハビリ料、内視鏡や心臓カテーテル検査など従来の出来高部分を組み合わせて診療費を計算する新しい方式です。

DPC方式における医療費の計算式

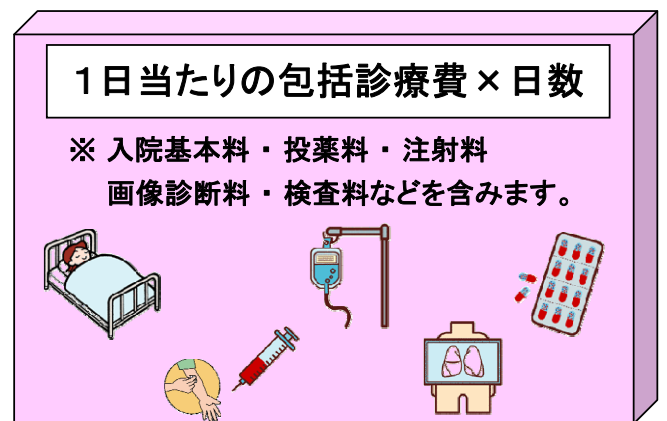
$$\text{入院医療費} = \text{『1日あたりの包括診療費』} \times \text{『入院日数』} \times \text{『医療機関別係数(※注)』} \\ + \text{『出来高診療費』} + \text{『食事療養費』}$$

(※注)医療機関別係数とは、病院の機能に応じて厚生労働省が医療機関毎に定めている一定の係数です。

従来の(出来高)計算方式



新しい(包括)計算方式



ご不明な点などございましたら、医事課までお問合せ下さい。

079-236-1039

平日9:00~17:00 土曜 9:00~13:00
(いずれも病院外来休診日を除く)



裏面のQ&Aをご参照ください

新日鐵広畑病院 包括評価（DPC） Q & A

Q 1 どのような病院で計算方法が変わるのですか？

A 1 厚生労働省は医療の標準化に向けて、新しい医療費の計算方法を採用、段階的に全国へ拡大しています。厚生労働大臣に届け出て認可を受けた病院が包括支払い制度の対象となります。H21年には1,400を超える医療機関の導入が予想されています。

Q 2 医療費の計算方法はどのように変わるのですか？

A 2 患者さんに行なった診療行為毎に料金を計算する従来の方法とは異なり、患者さんの病気や状態をもとに、手術・処置などの内容に応じて定められた1日当たりの包括診療費を基本に、医療費を計算する新しい方法です。1日当たりの包括診療費は、診断群分類と呼ばれる区分毎に、入院日数に応じて定められています。また、この計算方法に適用されるのは、入院基本料や検査料、投薬料、注射料、画像診断料等で、手術や一部の処置・検査等については従来通り診療行為毎に料金を計算します。

Q 3 医療費の支払い方法はどうか変わるのですか？

A 3 一部負担金の支払方法は、従来の方法と基本的には変わりません。ただし、入院後患者さんの症状の経過や治療内容等によって入院当初に確定した診断群分類とは異なってしまう場合もあり、一部請求額が変更となるため、退院時に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

Q 4 すべての入院患者さんが、この制度の対象となるのですか？

A 4 患者さんの病気や治療内容に応じ分類されている診断群分類のいずれかに患者さまの病気が該当すると主治医が判断した場合に、新たな計算方法を利用して医療費を計算します。病気がこの診断群分類のいずれにも該当しない場合は、従来の計算方法となります。

Q 5 高額医療費制度の取り扱いはどうなるのですか？

A 5 高額医療費制度の取扱いは変わりません。従来どおりです。

Q 6 労災、交通事故、自費での入院は、包括評価（DPC）の対象になりますか？

A 6 包括評価（DPC）の対象外となります。従来どおりです。

Q 7 食事一部負担金は、どうなりますか？

A 7 包括評価（DPC）の対象外となります。従来どおりです。

Q 8 外来も、包括評価(DPC)になりますか？

A 8 なりません。包括評価（DPC）は、入院のみの適用となります。従来どおりです。

病院からのお願い

【入院中に他の病気の治療を希望される場合】

『DPC』はひとつの病名（診断群分類）に対して入院診療を行なうことを前提とした制度です。そのため、緊急を要さない他の病気の治療を希望される場合は、退院後にお願いすることがありますのでご了承下さい。